

中野市農業経営基盤の強化の促進に関する 基本構想



令和7年3月
中野市

中野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想目次

前 文	2
1 基本構想の位置づけ	2
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1 今後の農業の基本的な方向	2
2 農業構造の実態と課題	3
3 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	4
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	5
5 部門別誘導方向及び市農業のあり方	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様等	8
2 農業経営指標	8
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	11
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	13
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方	13
3 市及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有	13
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	13
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	14
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項	14
1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	14
2 農業経営基盤強化促進事業の推進方針	15
3 農地中間管理事業に関する事項	15
4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっ旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	17
6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	17
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	18
第6 その他	18

前 文

1 基本構想の位置づけ

この中野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想(以下「農業基本構想」という。)は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、第4期長野県食と農業農村振興計画に沿って、今後10年間を見据えた効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標や農用地の利用集積目標、農業経営の改善に係る県の支援措置等を定めた長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び総合計画に即して策定したものであり、市における農業経営の指標や農用地の利用集積目標、農業経営基盤強化促進事業等について定め、市の農業振興に関する行政上の指針となるものである。

なお、この農業基本構想は、概ね10年後を目標年次として策定したものであるが、長野県農業経営基盤の強化に関する基本方針及び総合計画の改定、更に社会情勢の重大な変動があった場合においては、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今後の農業の基本的な方向

市は、長野県の北東部に位置し、南は善光寺平から続く平坦地と、東は西に向かって傾斜している夜間瀬川に形成された扇状地、北は高社山麓、西は斑尾山麓及び千曲川に並行する段丘や丘陵地帯からなり、この自然に恵まれた地理的条件を生かし、えのきたけ、ぶなしめじなどの菌床きのこ類、ぶどう、りんご、もも、さくらんぼなどの果樹、きゅうり、シャクヤクなどの各種野菜・花卉の全国有数の主産地として、バランスのある農業生産体制を確立してきている。

これは、戦後早くから農業生産基盤の整備を進めるとともに、農村の定住条件の整備を推進してきたことに加え、市内農業者の高度な生産技術と勤勉な農業経営の裏付けがあったものと言える。

また、道路網の整備と、行政、農業団体、農業者が一体となって農業振興に取り組んだことにより大都市等への農畜産物の総合供給産地として飛躍的に発展した。

市の農業は、生産量が日本一のえのきたけなどのきのこ類の施設栽培や、高度な技術力と想像力を生かし、適地適作による主産地の形成及び付加価値を高めるための施設栽培を導入した果樹類など、多様な農業経営を展開してきた。更に、高性能農業機械の導入や土地基盤、あるいは共同利用施設を整備し、農業構造の改善を図り、加えて農業集落排水事業等の実施により生活環境の整備を図ってきた。

こうした様々な取組を経て、市の農業は、地域経済・社会において、重要な地位を占めるに至っている。

市の農業振興策については、時代の変化及び消費者ニーズへの柔軟な対応を図り、かつ、総合計画において定める基本政策「にぎわいと活力あるまちづくり」に沿って展開するものとする。

～にぎわいと活力あるまちづくり政策～

- 地域資源を活かした商品・サービスづくり
- 競争力のある産地体制の構築
- 担い手の確保と経営安定化
- 農地・生産基盤の維持
- 地産地消の推進

特に、今後は、地域の合意に基づき作成した地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて効率的かつ安定的な農業経営を行う者(以下「中核的経営体¹」という。)と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じて、中核的経営体による農業経営が展開される力強い農業構造を構築するとともに、農業を担う人材の確保を推進するものとする。

¹ 中核的経営体：第4期長野県食と農業農村振興計画において、将来にわたる農業の担い手として位置付けた認定農業者(法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者)、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者(法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者)

また、生産基盤の整備、農業の生産性の向上、消費者ニーズや流通経路の多様性にも対応した農畜産物の生産振興を図るとともに、自然の力を生かした環境農業の推進、農畜産物の安全性の確保、ブランドの確立、6次産業化の推進等により、地域の特色を生かした多様な農業の振興を図るものとする。

加えて、農業と関連産業を基幹とする多様な地場産業の振興、都市との交流等を促進し、魅力あふれる地域社会の建設を進めるものとする。

近年における市の農業経営状況は、農業従事者の高齢化、遊休農地の増加、農産物価格の競争激化に伴う所得水準の不安定化等、その厳しさを増している。

しかし、帰農意識の高まり、農業に親しむライフスタイルの浸透や農産物への安全志向の高まりなど、農業及び農産物を取り巻く状況にも変化が見受けられる。

個性豊かで多様な発展を目指す市の農業振興に当たっては、農業者自らの経営感覚の向上と経営基盤強化の促進を重点課題としつつ、農業・農村の持つ国土保全・生活文化における多面的機能を維持し、更には地域経済に果たす農業の基幹的役割等を明確化しながら、食料や農業に対する認識の広がりを背景に、農業の持続的発展に資する施策を引き続き実施していく必要がある。

このような中、市農業の持続的な発展に向け、認定農業者等、戦略を持って経営を展開する中核的経営体を育成し、併せて地域計画の取組を進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業の活用等により地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立しつつ、農業が経済の発展と生活の安定に寄与することを目指していく。

2 農業構造の実態と課題

(1) 農家と農業者

市の農家と農業者の動向については、昭和30年代後半以降の高度成長期を背景とする他産業への就業者の増加により兼業化が進行するとともに、農業従事者の高齢化が急速に進行しつつあるほか、基幹的な農業従事者に占める女性の割合が高くなっている。

また、今後は農業経営の規模拡大を志向し効率的経営を目指す専業農家群のほか、安定兼業農家群、生きがい農業を行う高齢農家群、自家消費用農産物の生産や家庭菜園などの趣味的農業を行う自給的農家群及び土地持ち非農家群など、農家の階層分化と多様化が一層進行すると見込まれ、このまま推移すると農業生産力の減退や農地等地域資源の維持・保全が困難となる地域が出てくることも予想される。

こうしたことに対応するため、地域計画を通じて、将来においても市農業の中心を担う中核的経営体の育成や、経営体を担う人材としての新規就農者の確保とともに、集落等を基礎とした営農組織等を育成し、地域全体として農地等の資源の有効活用と農業生産の維持・拡大を図る必要がある。

(2) 農用地

市の農用地は、今後も住宅用地や商業用地等への転用が引き続き進行していくものと予想されるが、新たに開発できる農用地は見込めないことから、第2次中野市総合計画土地利用構想との調整を図りつつ、優良農地の確保に努める必要がある。

また、担い手が不足する地域では市が出資する信州なかのふるさと公社又は農業協同組合が支援等する農業法人等が地域営農を補完する取組や、一般法人等の農業への新規参入による多様な担い手の確保等で、農用地の有効利用と農業生産力の維持を図ることが重要である。

さらに、地域農業の活力向上や遊休農地の活用等を図るため、直売や加工、農家レストランなどの6次産業化への取組や、加工・販売を行う企業等と連携した農業生産の推進が重要である。

(3) 農地流動化

市においては、昭和55年以降、利用権設定等により農地流動化面積が増加し、中核的経営体への利用集積が進んでいる。

今後は、地域計画で地域農業の担い手として位置付けた者及び育成すべき経営体の目標を明確にし、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を一層促進することにより、その規模拡大を支援する必

要がある。

(4) 農業技術

効率的な経営の前提となる農業生産技術については、農業者の進取の取組を基本に、行政・団体の連携による先端技術の研究・開発及び組織的な普及推進により生産性向上に大きく寄与してきた。また、昭和61年に市独自で農業経営技術奨励賞を創設し、農業技術の向上と普及に努めてきた。

今後は、県及び経済団体等との連携により、急増する輸入農産物及び国内他産地との競合に打ち勝つとともに、多様なマーケットニーズに対応する新品目・新品種等の育成、労働時間の短縮や労働の軽減等を図るための省力・低コスト化技術、生産性向上・安定化技術、品質・付加価値向上、技術及び自然の力を生かした環境農業を促進する必要がある。

(5) 資本整備等

効率的農業経営に必要となる機械・施設等の資本整備については、担い手育成関連の補助事業や制度資金を活用するとともに、コスト低減を明確に意識したうえで機械・施設の導入等、一層の農業経営の合理化を図る必要がある。

また、労働力の調整、農産加工の振興、集出荷流通体制の合理化、観光との連携、農業共済制度の活用等を総合的に推進し、効率的農業経営を支援する体制を進める必要がある。

3 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

市の農業構造の実態と課題を踏まえながら、農業を今後とも基幹産業として振興し、農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう市内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を育成・確保するにあたり、その目標を以下のとおり定めるものとする。

主たる従事者1人あたり 年間所得目標：520万円 年間労働時間：2,000時間

具体的には上記の目標を確保できるような中核的経営体を育成するとともに、これらの経営体が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

個人経営体では、経営主である主たる農業従事者1人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2人（1人当たり年間所得150万円程度）により効率的な経営規模を形成し、繁忙期の雇用確保により家族従事者の労働報酬を含めた経営単位の年間所得は概ね820万円を目指すものとする。

団体経営体では、効率的な経営規模の形成に必要な主たる従事者全員の1人当たりの所得目標として520万円程度の実現を目指すものとする。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記の目標を達成し得る効率的かつ安定的な経営体を育成し、併せて地域営農システム等を通じ効率的かつ持続的な農業生産構造を構築するため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める地域計画の実行を通じ、中核的経営体や今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の法人化・多角化等による経営発展を一層推進する。その際には、きのこ類生産農業と土地利用型農業が有機質残渣の供給・利用で協力して有機農業に取り組んでいる例等を参考として地域の特色を生かすものとする。

また、少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら、持続的に経営を進めるために、省力化、低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定的に確保することが必要である。このため、新規卒業者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の育成・確保に向けた取組を地域と一体となって複層的に展開するものとする。

経営体を担う人材の確保については、市及び農業協同組合、県農業農村支援センター等関係機関が連

携した支援体制の充実を図り、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農促進に取り組むものとする。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては経済的な負担が非常に大きいと考えられる。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めるものとする。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：260 万円 年間労働時間：2,000 時間

上記目標は、他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ、主たる従事者 1 人当たり 260 万円程度を目標とする。

(2) 新規就農者数の確保目標

市では、令和元年度から令和 5 年度までの間、年間平均 20 人が新規に就農しており、近年その人数は新規就農者への支援制度の創設、拡充等により安定的に確保できている。市の基幹産業である農業の維持・発展を図るべく、支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行い、今後も継続して中核的経営体を安定的に育成・確保するため、独立・自営する新規就農者を年間 18 人程度確保することを目標とするものとする。

また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期経営安定と経営力向上を支援する取組を進めるものとする。

5 部門別誘導方向及び市農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

次に掲げる主要作物ごとに、それぞれに定める方策を実施し、経営の改善・安定を図るものとする。

① 果樹

- ア 高品質・安定生産技術の推進
- イ 産地銘柄の維持
- ウ 適正労働配分を考慮した施設栽培の推進
- エ 新品目・新品種の導入
- オ 周年栽培体系の確立
- カ 高付加価値化への取組
- キ 合理的集出荷流通体制の整備
- ク 気象災害に強い農業生産
- ケ 老朽園の改植、土壌改良、施設化等の農業基盤の整備
- コ かん水施設、省力管理機械等の導入による省力化の推進
- サ 高収量性及び耐病性品種の導入

② きのか類

- ア 優良種菌の選抜
- イ 液体種菌の導入等によるコスト低減策の推進
- ウ 合理的集出荷流通体制の整備
- エ きのか栽培循環型農業への取組

③ 野菜

- ア 気象災害及び病害に強い作型の導入
- イ 老朽園の改植、土壌改良、施設化等の農業基盤の整備
- ウ 健苗の育成、周年栽培の推進、密植栽培の導入等生産技術の向上
- エ かん水施設、省力管理機械等の導入による省力化の推進
- オ 高収量性及び耐病性品種の導入
- カ 合理的集出荷流通体制の整備

④ 水稻

- ア 農地中間管理事業等を通じたほ場の集団化の推進
- イ 農作業受委託の積極的な推進

⑤ 花卉

- ア 施設栽培の推進
- イ 作型の分散化、新植、改植の推進

⑥ 畜産

- ア 先進技術及び優良品種の導入
- イ 経営管理の合理化
- ウ 自給飼料生産基盤の整備及び強化

⑦ 施設型農業

- ア 自動制御等効率的な管理システムの導入
- イ 合理的集出荷流通体制の整備
- ウ 資金管理等を始めとする経営管理の合理化の推進

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等、農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化している。

これらの課題を解決するためには、地域計画の取組を通じて、中核的経営体となる新規就農者の育成・確保の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や信州なかのふるさと公社、農業協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組を含めた新たな方策を具体化していくことが必要とされる。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産物加工・直売の取組等による経営の法人化や多角化等により所得確保を目指すなど、高付加価値化に向けた検討も重要となる。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て世代、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画も重要な要素となる。

こうした観点を踏まえ、中山間地域など特に担い手が不足する地域においては、以下の①から④を基本に地域の実情に応じた方向性を定め、関係機関が一体となり推進を図るものとする

- ①中核的経営体を目指す「個人経営体」の育成・確保を進める方向
- ②集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向
- ③広域で経営展開する「農業法人企業の誘致」を進める方向
- ④信州なかのふるさと公社や農業協同組合出資による農業法人との連携・協力など、「公的・準公的支援」を通じて農業生産活動を維持する方向

ア 営農集団を基本単位とする取組の推進

農業集落の持つ合意形成と利用調整機能を活用して、地域における担い手の状況と見通し、農地等地域資源の状況及び個々の農家の営農意向等を的確に把握し、今後目指すべき地域農業の方向性につ

いて合意形成を図るなど、集落（地域）・作型等の営農集団を基本単位とする取組を進めるものとする。

なお、取組に当たっては、中核的経営体の育成に主眼を置きつつ、これらの中核的経営体と小規模な兼業農家、高齢農家及び土地持ち非農家等との間で、地域資源の維持管理や補助労働力の提供等の分野における役割を明確にして、相互にメリットを享受できる仕組みを構築するものとする。

また、集落（地域）を超えての取組が必要な場合には、それぞれの課題に応じた適切な対応範囲を設定し、農業者・農業協同組合等の関係団体・行政等が連携して効果的な改善方策の推進を図るものとする。

特に、営農集団の育成及び集落営農の組織化に当たっては、ほ場整備や畑地かんがい施設などの土地改良区組織による維持管理機能の強化と生産者組織との効果的な連携を促進するものとする。

イ 中核的経営体の育成

農業再生協議会による調整・支援活動や営農集団の取組を通じ、各種施策を有効に活用して中核的経営体の育成に努めるものとする。

具体的には、農業経営改善計画認定制度や特定農業法人制度等の活用及び地域計画を通じて地域農業の担い手となる中核的経営体や今後育成すべき農業者等を明確化し、規模縮小農家の営農実態と意向を踏まえながら、農作業受委託や農地中間管理事業等による農用地の利用集積を推進するとともに、農業関係機関の役割分担と連携による機械・施設の貸し付け又は共同利用、オペレーターの派遣、農産物の販売、経営管理サービスの実施等を通じて中核的経営体等の経営基盤の強化を図るものとする。

なお、農業経営改善計画の有効期間を満了する認定農業者に対しては、引き続きその経営の更なる向上に資するための支援を行うものとする。

ウ 産地体制の維持・強化

農産物の主要作物ごとの構造上の見通し、課題等を明確化してその改善を進めるとともに、中核的経営体の育成や新規就農者の人材確保を推進しつつ、女性・高齢農業者の生産を支援するなど、生産体制の整備を進め、農業者と農業関係機関が一体となって産地体制の体質強化と活性化を図るものとする。

エ 経営体を担う人材の確保

経営体を担う人材としての新規就農者の確保については、市農業のPR及び各種補助制度等による支援を通じて、農業後継者の経営継承や新規参入者の就農を促進する。また、市、農業協同組合における確保目標の明確化や、円滑な就農に向けた地域段階における研修体制や支援施策の充実を図るとともに、関係機関が連携して就農後の早期経営安定と経営力向上を支援する取組を進めるものとする。

オ 6次産業化や関連産業と連携した就業構造の改善

力強い農業構造の構築と併せて、直売、加工などの6次産業化や、地場産業の振興、都市農村交流等関連産業と連携した就業機会の増大を図る等、市の就業構造の改善を推進するものとする。

(3) 農用地利用の基本方向

農用地は、農畜産物及び主要穀物の総合供給を果たす場であり、また、良質で安全な食べ物を安定的に供給する上で最も重要な資源であり、かつ、自然環境と市域の保全という大切な役割を果たすものである。

このことから、農業振興地域整備計画に基づき優良農地を確保し、土地基盤の充実、農地の流動化による有効利用を推進するとともに、将来的展望に立って、農業的土地利用と都市的土地利用の調整を図ると同時に、農用地利用の明確化を行うものとする。

(4) 環境にやさしい循環型農業の確立

自然環境への負担軽減や「食」の安全という観点から、環境保全型及び循環型農業の普及・推進を図り、有機質資材を使用した持続性の高い農業生産方式の積極的導入を進める必要がある。

特に、市はきのこ生産から生ずる使用済み培地が豊富で供給力に優れており、今後、これらを生かした遊休荒廃農地の優良化及び循環型農業が展開できるよう発展基盤の整備・拡充を進めるものとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事者の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項の改善を進めるものとする。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営体については法人化を推進するものとする。

また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進し、中核的経営体の育成を推進するものとする。

特に集落営農組織の育成、法人化を進める場合は、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本整備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図るものとする。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指すものとする。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就業条件の整備を図るものとする。

2 農業経営指標

(1) 標準経営指標

No.	営農類型	面積規模 (a)	品目構成(a)	労働力(人)		年間所得(千円)		適応地
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稻+水稻作業受託+大豆	4,300	水稻2,600 作業受託1,000 大豆700	1.0	1.0~2.0	5,295	8,295	市内全域
2	水稻+水稻作業受託+そば	6,100	水稻4,000 作業受託1,300 そば800	1.0	1.0~2.0	5,014	8,014	〃
3	りんご専作	155	サンプジ65 秋映35 シナスイート35 シナゴールド20	1.0	1.0~2.0	5,246	8,246	〃
4	ぶどう専作 (ハウス主力型)	40	シャインマスカット2月加温20 シャインマスカット露地20	1.0	1.0~2.0	5,286	8,286	〃
5	ぶどう専作 (ハウス・露地)	40	シャインマスカット3月加温10 カガノパール露地5 シャインマスカット露地25	1.0	1.0~2.0	5,205	8,205	〃
6	シャクヤク+ アスター	100	シャクヤク加温20 無加温30 露地40 アスター10	1.0	1.0~2.0	5,246	8,246	〃
7	トルコギキョウ+ シャクヤク	85	トルコギキョウ季咲10抑制10 シャクヤク65	1.0	1.0~2.0	5,264	8,264	〃
8	えのきたけ専作 (培養センター方式)	135万本	15万本×9回転	1.0	1.0~2.0	5,274	8,274	〃

9	ぶなしめじ専作(周年)	105万本	31.9万本×3.3回転	1.0	1.0～2.0	5,071	8,071	〃
10	ぶなしめじ専作 (培養センター方式)	90万本	6万本×15回転	1.0	1.0～2.0	5,148	8,148	〃
11	酪農専業 (自給+購入飼料型)	52頭	搾乳牛52頭	1.0	1.0～2.0	5,475	8,475	〃
12	ぶどう+りんご	60	ナガノパープル露地10 シャインマスカット露地30 サンプジ20	1.0	1.0～2.0	5,681	8,681	〃
13	りんご+もも	125	サンプジ35 秋映20 シャイン30 シャノールト10 なつっこ30	1.0	1.0～2.0	5,205	8,205	〃
14	もも+りんご	110	あかつき30 なつっこ 30川中島白桃20 サンプ ジ30	1.0	1.0～2.0	5,307	8,307	〃
15	和梨+西洋梨+ ブラム+もも+りんご	105	南水20 ラ・フランス10 太陽20 川中島白桃20 サンプジ30	1.0	1.0～2.0	5,247	8,247	〃
16	ブラム+りんご	95	大石早生20 太陽30 秋映10 サンプジ35	1.0	1.0～2.0	5,231	8,231	〃
17	干柿+ブラム+もも +ぶどう	65	おひな柿20 大石早生10 あかつき15 シャインマスカット露地20	1.0	1.0～2.0	5,247	8,247	〃
18	えのきたけ(季節)+ ブラム+もも	21万本 60	4.2万本×5.1回転 太陽30 なつっこ30	1.0	1.0～2.0	5,294	8,294	〃
19	えのきたけ(季節)+ アスパラガス+ きゅうり	20万本 70	4万本×5回転 アスパラガスハウス春どり55 キュウリ露地15	1.0	1.0～2.0	5,291	8,291	〃
20	えのきたけ(季節)+ シャクヤク+ トルコギキョウ	20万本 80	4万本×5.1回転 シャクヤク無加温30、露地50 トルコギキョウ季咲15	1.0	1.0～2.0	5,237	8,237	〃
21	肥育牛(肉専用種)	80頭	年出荷80頭	1.0	1.0～2.0	5,380	8,380	〃
22	養豚一貫	55頭	繁殖雌55頭	1.0	1.0～2.0	5,299	8,299	〃
23	水稲+アスパラガス +なす+きゅうり	185	水稲120 アスパラハウス 春どり55 なす5きゅうり露地15	1.0	1.0～2.0	5,293	8,293	〃
24	アスパラガス+ きゅうり+ズッキーニ +なす	95	アスパラハウス春どり45 き ゅうり露地15 白ネギ30 なす5	1.0	1.0～2.0	5,267	8,267	〃

生産方式及び経営改善のポイント

水稲	○ 大型、中型機械作業体系、消費者のニーズに沿った品種構成、一定規模の直播栽培導入、良品質栽培の推進、県育成品種の生産拡大
りんご	○ 省力で収益性の高い高密度栽培、新しい化栽培への転換及び普通種栽培、ふじ・秋映を主体に県育成品種の生産拡大、ＳＳ防除、訪花昆虫利用、植調剤による摘花果、観光・直売方式等の高付加価値販売の導入 ○ 凍霜害対策の実施 ○ 受粉樹の混植による結実確保
ぶどう	○ シャインマスカットを主体に巨峰、ナガノパープル、クイーンルージュなど県育成品種の生産拡大、施設の有効利用による労力配分、ＳＳ防除、観光農園方式等の高付加価値販売の導入 ○ 省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の導入、長期出荷や輸出拡大を図るための冷蔵施設導入の推進
もも	○ 県育成品種及び極早生品種と極晩生品種の導入、高糖度な品種への転換、改植による樹園地の若返りの推進 ○ 凍霜害対策の実施
和梨	○ 南水を主体とし、人工授粉と早期摘花果による大玉良品質果生産、黒斑病防除の徹底、県育成品種への転換、省力化が図られる栽培技術の普及 ○ 凍霜害対策の実施 ○ 受粉樹の混植による結実確保
西洋梨	○ わい化栽培及び普通樹栽培、ラ・フランス主体に他品種の導入

プラム、ブルーベリー	○ 凍霜害対策の実施と授粉樹の混植による結実確保
おうとう	○ 高砂と香夏錦、佐藤錦を主体に施設の有効利用による労力配分、観光農園方式等の高付加価値販売の導入
アスパラガス	○ 定植時のアレロパシー対策と長期獲りの導入による生産量確保、施設の有効利用による労力配分、自走式防除機等による省力化の推進、施設化による病害対応と多収穫の推進、一年養成苗の活用による短期成園化の推進
シャクヤク	○ 施設の有効利用による労力配分、定植前に有機質を入れ、土づくりをする
きゅうり	○ 夏秋型作型の生産安定による単収の向上、新規栽培者の育成・確保
えのきたけ	○ 周年栽培（1作期55日、年間5回転）、機械化作業体系 ○ 培養センター方式（1作期30日、年間9回転）、機械化作業体系 ○ 季節培養センター方式（1作期30日、年間5回転） ○ 太陽光発電、LED照明等による生産コストの一層削減、異物混入防止の徹底
ぶなしめじ	○ 培養センター方式（1作期85日、年間3.3回転）、機械化作業体系 ○ 太陽光発電、LED照明等による生産コストの一層削減、異物混入防止の徹底
酪農	○ ストール方式飼養、パイプラインミルクカー2回搾乳、糞尿を堆肥化し、耕種農業等へ供給
肉専用	○ 黒毛和種肥育、素畜導入10ヶ月齢290kg、肥育期間630日、出荷体重690kg、糞尿を堆肥化し耕種農業等へ供給

(2) 主要作目別経営改善のポイント

	米 等	きのこ・果樹・野菜・花卉 (施設園芸及び施設型農業を含む。)	畜 産
規模拡大	・農地流動化の推進 ・組織的作業受委託推進 ・経営体及び集落営農組織育成	・担い手規模拡大の支援 ・協業型経営体の育成 ・共同利用組織育成 ・リレー作型の導入 ・作期及び作型の拡大	
低コスト化	・大規模省力生産体系の確立 ・連担地形成等効率的作業単位の確立 ・機械施設の効率的利用 ・大区画ほ場の整備	・生産安定技術の確立 ・低コスト及び省力技術体系の確立 ・流通及び加工機器の整備 ・機械施設の効率的利用 ・畑地基盤整備	・飼養管理技術の向上 ・家畜生産能力の向上 ・家畜損耗防止 ・飼料自給率の向上
付加価値向上	・高品質米生産 ・特別栽培米及び有機米の生産 ・信州の環境にやさしい農産物認証制度の活用 ・原産地呼称管理制度の活用 ・加工品開発及び販売 ・多様な販売チャンネル確保	・新品目、新品種及び新作型の導入と産地化 ・個性化特産品の開発 ・地域内消費及び直売等多様な流通チャンネルの拡大 ・保鮮流通システムの確立 ・信州の環境にやさしい農産物認証制度の活用 ・加工及び業務用などマーケットインの生産	・高品質畜産物の生産及び流通 ・加工等による付加価値向上
	・観光との連携 ・食と教育との連携		

経営 体 質 強 化	・周年就労形態の確立	・労働ピークの解消 ・機械化促進 ・価格安定対策 ・災害防止、共済加入	・家畜排せつ物の利 活用の促進 ・経営安定、価格安定 対策 ・国産稲わらの利用 促進
	・大規模農家、生産組織等の法人化 ・経営管理能力の向上 ・休日のある経営の確立 ・自己資本比率の向上		
体制 づ く り	・農用地の利用集積と集団化 ・作業受委託推進 ・集落営農の推進及び法人化の 推進	・労働力のあつ旋及び確保 ・育苗、選別、荷造り等及び部分作 業委託 ・高齢農家の樹園地等の継承 ・産地の維持強化 ・労働力の補完体制の構築(せん定 等高度技術の補完体制)	・家畜にやさしい飼 養環境づくり

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの青年等就農計画の認定実績等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めるものとする。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るものとする。

また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営の安定化を促進し、青年等の育成を推進するものとする。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指すものとする。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととする。

(4) 農業経営指標（新規就農計画）

NO	営農類型	面積 規模 (a)	品目構成(a)	労働力(人)		年間所得(千円)		適応地
				基幹	補助	1人	経営体	
1	水稻＋水稻作業受託 ＋大豆	2,150	水稻1,300 作業受託500 大豆350	1.0	1.0	2,648	4,148	市内全域
2	水稻＋水稻作業受託 ＋そば	3,050	水稻2,000 作業受託650 そば400	1.0	1.0	2,507	4,007	〃
3	りんご専作	78	サンふじ33 秋映18 シナスイト17 シナゴール10	1.0	1.0	2,623	4,123	〃
4	ぶどう専作 (ハウス主力型)	20	シャインマスカット2月加温10 シャインマスカット露地10	1.0	1.0	2,643	4,143	〃
5	ぶどう専作 (ハウス・露地)	20	シャインマスカット3月加温5 ナガノパープル露地2 シャインマスカット露地13	1.0	1.0	2,603	4,103	〃

6	シャクヤク+ アスター	50	シャクヤク加温10 無加温15 露地20 アスター5	1.0	1.0～2.0	2,623	4,123	〃
7	トルコギキョウ+ シャクヤク	43	トルコギキョウ季咲5 抑制5シャクヤク33	1.0	1.0～2.0	2,632	4,132	〃
8	酪農専業(自給+ 購入飼料型)	26頭	搾乳牛26頭	1.0	1.0	2,738	4,238	〃
9	ぶどう+りんご	60	ナガノパープル露地5 シャインマスカット露地15 ザンファン10	1.0	1.0	2,841	4,341	〃
10	りんご+もも	63	ザンファン18 秋映10 シャインマスカット15 シャインマスカット10 なつっこ15	1.0	1.0	2,603	4,103	〃
11	もも+りんご	50	あかつき15 なつっこ10 川中島白桃10 ザンファン15	1.0	1.0	2,654	4,154	〃
12	和梨+西洋梨+ プラム+もも+りんご	53	南水10 ラ・フランス5 太陽10 川中島白桃10 ザンファン18	1.0	1.0	2,624	4,124	〃
13	プラム+りんご	48	大石早生10 太陽15 秋映5 ザンファン18	1.0	1.0	2,616	4,116	〃
14	干柿+プラム+ もも+ぶどう	48	おひな柿10 大石早生5 あかつき8 シャインマスカット露地10	1.0	1.0	2,624	4,124	〃
15	肥育牛(肉専用種)	40頭	年出荷40頭	1.0	1.0	2,690	4,190	〃
16	養豚一貫	28頭	繁殖雌28頭	1.0	1.0	2,650	4,150	〃
17	水稻+アスパラガス +なす+きゅうり	93	水稻55 アスパラガスハウス春どり28 なす3 きゅうり露地8	1.0	1.0	2,647	4,079	〃
18	アスパラガス+ きゅうり+ズッキーニ +なす	48	アスパラガス春どり28 きゅうり露地8 白ネギ15 なす3	1.0	1.0	2,634	4,134	〃

(注) 培養センター方式による、えのきたけ専作及びぶなしめじ専作の農業経営指標は、第2-2-(1)に定める標準経営指標に準じる。

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者及び親とは別部門を開始する者に対しては、次の事項に誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めるものとする。
	1 施設・機械投資の低減 (1) 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 (2) やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。 (3) 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。 (4) 新規に果樹栽培に取り組む場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。 (5) 新規に畜産に取り組む場合は、経営撤退者からの施設、機械又は家畜を含めた譲り受け形式が望ましい。 (6) 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 (7) 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を策定し、過剰な借入とならないよう配慮する。 2 経営管理及び生産技術 経営発展の方向性や生産方式は、第2の2に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成・確保に取り組むものとする。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組むものとする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援を行うものとする。

加えて、市の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など、農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活用できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行うものとする。

2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得のサポートを行うとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを行うものとする。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化するものとする。

さらに、新たに農業経営を始めようとする青年等については、農業基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農地利用効率化交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導するものとする。

3 市及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては県農業農村支援センター、農業協同組合、長野県農業開発公社、指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進めるものとする。

市は、農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県及び県農業経営・就農支援センターに情報提供するものとする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりとする。なお、目標年度は令和15年度とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

60パーセント程度

(2) その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の集積にあたっては、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により中核的経営体における経営農地の面としてまとまった形で集積化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速するように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市内の平坦部では、水稻を中心とする土地利用型農業及びきのこと類を中心とする施設型農業が盛んであり、農用地の集積も進んでいる。

一方、丘陵地帯や中山間地域では、個々農家の経営農地は平坦部に比べ分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大についても低調である。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、一層農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは現在の担い手では対応しきれない農用地が出てくることが予想されることから、新たな担い手の育成とそれらの者に対する農用地の利用集積を推進するものとする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めるものとする。

- ① 水稻を中心とした土地利用型農業が行われている平坦部では、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農用地の利用集積を推進するものとする。
- ② 水稻と畑作等の複合経営体が多い丘陵地帯や中山間地域では、中山間地域等直接支払制度等の活用や、平坦部と同様に農地中間管理事業の活用により、担い手への農用地の利用集積を推進するものとする。

(3) 関係機関等との連携体制

農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、関係機関・団体が有する農地情報の共有化に努め、また、それぞれとの連携と役割分担の下、利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農用地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、中核的経営体への農用地の利用集積の取組を促進するものとする。

その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずるものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する基本的な事項

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する地区ごとに、当該地区における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公式ホームページへの掲載や他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図るものとする。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県その他の関係者とし、協議の場において、農用地の出し手及び地域の中心となる受け手の意向が反映されるように調整を行い、協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農業振興課に設置することとする。

農業上の利用が行われる農用地等の地区については、これまで人・農地プランの実質化が行われている地区を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払

ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図るものとする。

また、市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施するものとする。

2 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

市は、長野県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」のうち、「1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針」に定められた方向に即しつつ、市における農業の地域特性、即ち、施設型農業を中心とした農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、次の農業経営基盤強化促進に関する事業に積極的に取り組むものとする。

- 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- その他農業経営の強化を促進するために必要な事業

3 農地中間管理事業に関する事項

農地中間管理事業については、農地中間管理機構である長野県農業開発公社を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図るものとする。

円滑な農地の利用調整を行うためには、地域計画の取組が重要であり、話し合いを通じて、地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する市、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して推進していくものとする。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等が組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 実施区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から判断し、適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業に関する農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①-ウ及びエに掲げる事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域を実施区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農用地利用規程を市に提出して、市の認定を受けることができるものとする。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。
- ア 農用地利用規程の内容が農業基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)-①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込が確実であること。
- ③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場に掲示することにより公告するものとする。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)-①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等から農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の区域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると認められること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができるものとする。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)-①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)-①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)-②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)-①の認定をするものとする。
- ア ②-イに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であることが認められること。
- ④ ②で定められている特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)-②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができるものとする。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努めるものとする。
- ② 市は、(5)-①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが実施する農用地利用改善事業に関して、県農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、長野県農業開発公社との連携を図りつつ、これらの関係機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあつ旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進するうえで必要な条件の整備を図るものとする。

ア 農業協同組合等による農作業受委託のあつ旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには農地中間管理事業の活用

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあつ旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあつ旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は調整に努めるとともに、農作業の委託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、中核的経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むものとする。

また、相談機能の充実、先進的な法人経営等で実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。さらに、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入及

び高齢者、非農家等の労働力の活用に努めるものとする。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するため必要なその他の関連事業との連携

市は、1 から 6 までの掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、次の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 畑地帯総合整備事業等の実施により、農業の生産基盤と農村の生活環境の一体的な整備を図るものとする。
- ② 農地効率化等支援事業等の実施により、効率的経営体を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図るものとする。
- ③ 水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、稲作と転作を組み合わせた、望ましい土地利用型農業経営の育成を図ることとする。特に稲作と高収益作物の営農類型の確立を図り、地域の土地利用の見通しを通じて農用地の利用集積、連坦化による効率的作業単位の形成等望ましい営農展開に資するよう努めるものとする。
- ④ 農村整備事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努めるものとする。
- ⑤ 中山間地域等直接支払制度等の実施により、急傾斜地等の条件不利地帯の振興を図るものとする。
- ⑥ 農業経営・就農サポート推進事業等の実施により、経営感覚に優れた効率的経営体を育成するものとする。
- ⑦ その他地域の農業振興に資する施策を行うに当たっては、農業経営基盤の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農業協同組合、農業者、農業共済組合、土地改良区、県農業農村支援センターとともに農業再生協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するものとする。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業再生協議会の下で相互の連携を図り協力するよう努めるものとする。

第6 その他

この農業基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この農業基本構想は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この農業基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この農業基本構想は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この農業基本構想は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この農業基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

この農業基本構想は、令和7年3月31日から施行する。